

## デジタル原則を踏まえた液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の適用に係る解釈の明確化等について

制定 令和6年3月28日  
産業保安グループ ガス安全室

### デジタル原則を踏まえた当省所管法令の適用に係る解釈の明確化等について

令和3年11月、デジタル改革、規制緩和、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討し実行することにより、国や地方の制度・システム等の構造改革を早急に進め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会とすることを目的としてデジタル臨時行政調査会（会長：内閣総理大臣。以下「調査会」という。）が設置されました。

令和4年6月、調査会は、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（以下「一括見直しプラン」という。）を策定し、7項目のアナログ規制（目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制）等に関する法令約1万条項について、点検・見直しを行うこととし、同年12月にはこれら規制等に係る法令の見直しに向けた工程表、令和5年3月には告示等にも対象を広げた工程表が策定されました。

一括見直しプランでは、令和4年7月から令和6年6月までの2年間を集中改革期間と位置づけており、工程表中の各条項においても、当該2年間の取組を前提とした類型化された工程表が示されており、必要な見直しを進めていくこととされているところです。

これを受けて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の12第2項の「往訪閲覧」の項目の取扱いについて、下記のとおり整理しました。

#### <参考>デジタル臨時行政調査会の取組

<https://www.digital.go.jp/policies/digital-extraordinary-administrative-research-committee/>

#### 記

##### （1）「往訪閲覧」について

別紙に掲げる記録・図面の閲覧について、閲覧の申出及び閲覧をオンライン上で行うことを基本とすることを推奨する。

別紙

7項目のアナログ規制 点検対象条項の一覧表  
 (液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係抜粋)

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直し Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在 Phaseが2又は3の条項は、 見直しの要とせずともデジタル 原則適合性が確保されて いることを確認済	見直し完 了時期	工程表	見直しの 概要
別表1	304	液化石油ガスの保安 の確保及び取引の適 正化に関する法律	経済産業省	第38条の12第2項	記録・図面の閲覧	往訪問覧	1-①	3-3	要	令和5年 度10月～ 3月	閲覧縦 覧一共通 3	告示、通 知・通達 等の発出 又は改正